5 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 児童生徒への配慮

学校適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

【具体例】

- ・学校見学会の実施
- · 事前交流活動(合同授業、合同行事)
- ・学校問題対策指導員などの派遣
- ・統合に伴う教員配置への配慮
- ・ 意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

学校適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、 学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策を検討します。

【具体例】

- ・通学路の安全マップの作成
- ・ 通学路の安全対策
- ・ 学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3)地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いことから、学校適正配置を推進する うえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設

学校は、教育施設であるとともに、防災、保育、市民の交流の場など、地域の中核施設と しての役割も担っていることから、統合が行われた場合の学校施設のあり方については、これらの機能に留意しつつ、総合的に検討します。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ 庁内検討組織の設置

